

処分基準（公表用）

様式第 4 号

所管部（局）・課

水産課

法令名	漁港及び漁場の整備等に関する法律	法令番号	昭和 2 5 年法律第 1 3 7 号				
手続名	過怠金の徴収	根拠条項	第 3 9 条の 5 第 2 項				
処 分 基 準	偽りその他不正の行為により土砂採取料又は占用料の徴収を免れたものから、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額以下の過怠金を徴収する。						
	対応 区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理 機関	農林事務所	交付 機関	農林事務所	目次 No.